令和3年第5回・西海市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年5月25日(火)
午後2時00分から午後3時00分

2. 開催場所 西海公民館 2階講堂

3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人

4. 出席委員 (19人)

会 長 1番 岩﨑信一郎

会長代理 2番 松本 千代治

委員 3番 山口隆 4番 谷脇 文弘 5番 松﨑 常俊

6番 津口 祐二 7番 岸本 六郎 8番 白石 幸憲

9番 福田 務 10番 葉山 諭 11番 瀬川 洋子

12番 浦口 大輔 13番 辻尾 政幸 14番 朝長 久夫

15番 宮﨑 壽治 16番 水嶋 政明 17番 葉山 静子

18番 知念 近海 19番 田中 初治

- 5. 欠席委員(0人)
- 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

議案第21号 農地中間管理事業利用配分計画(案)関する意見につ

いて

議案第22号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項 転用許可不要案件届出について

農地改良等届出について

- 7. 事務局 事務局長:浦野幸征 主査:谷内美佳 主任主事:本田美春
- 8. 会議の概要

事務局 只今から令和3年西海市農業委員会第5回総会を開会いたします。 出席委員は在任委員19名中19名で、定足数に達しておりますので総会 は成立しております。

> それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は 会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い いたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を 行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録 署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありません か。

《異議なしの声あり》

- 議長 今回の議事録署名委員は、8番:白石委員、9番:福田委員にお願いいたします。
- 議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、 議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について「1番」 を説明いたします。資料は2頁となります。物件は西海町中浦南郷字 乗越の畑1筆118㎡の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受 け人については議案書記載のとおりです。使用目的・移転の事由は議 案書記載のとおりで「住宅建築敷地への通路設置のため」となってい ます。権利種別は所有権移転売買となっています。8頁の転用計画平 面図にありますように、住宅建築予定地である隣接地への国道からの 通路として、本件申請地を取得するものであります。また、申請地は 農用地区域外で、西海町土地改良区の受益地でもない旨を確認してい ます。添付資料は、1頁および3頁から8頁までで、1頁に位置図、 3頁に付近状況図、4頁に現況写真、5頁に字図、6頁に航空写真を 添付しています。7頁に被害防除計画書、8頁に転用計画平面図を添 付しています。7頁の被害防除計画の内容ですが、最高1.5mの盛 土を行うことに対する被害防除措置として、擁壁等を設置する、とな っています。

> 農業用用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための置として、雨水排水は自然流下により道路側溝に放流するとなっています。 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、 周辺に耕作農地はなく、通路のみの設置であるので何ら被害は発生しないとなっています。工期は令和3年8月初めから令和3年12月末日までを予定しています。申請地は国道に面し、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と言えますので、第2種農地と判断します。 事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

17番 17番委員です。先日 5 月 21 日に 1 番委員、5 番委員、地元推進委員とともに現場の確認に行きました。この時は申請人の親戚にあたる方に説明をしていただきましたが、先ほどの事務局の説明の通り、対象地は国道脇の狭い土地で、周辺に農地はなく側溝も直ぐそばを通っていました。そのため付近の農地に水等が入り込むような状態ではありませんでしたので、特に問題はないと思います。審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今議案第19号の1番について説明がありました。 これより質疑に入ります。 皆さんから何かご意見等ございませんか。

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長「異議なし」と認めます。

よって、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」 を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料の9頁をお願いします。議案第20号「農用地利用集積計画の 決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その 可否について提案する、となっています。

ここで申し訳ございませんが10頁の農用地利用集積計画集計表に誤りがありましたので、差し替え分を配布いたしております。差し替え分をご覧ください。今回は合意解約2筆4,642㎡、県公社借入にかかる使用貸借権・賃借権設定の一括方式分17筆32,130㎡が計上されています。

11頁は利用集積の合意解約分の内訳で2者、2筆、4,642㎡ について計上されています。12頁は県公社借入分の従来分で、今回 の申請はありません。13頁は県公社借入分の一括方式分で9者から 賃貸借する17筆32,130㎡について計上されています。

今回申請があった利用集積の利用集積・配分手続き各筆の地番・地 目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。 合意解約分や契約満了分等の再契約9筆と新規分8筆の計17筆分の 賃貸借契約分が今回の集積計画となっています。農業経営基盤強化促 進法第18条第1項の要件を満たしていると考えます。事務局からの 説明は以上です。

議長 県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質 疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長「異議なし」と認めます。

よって、議案第20号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定することといたします。

議長 次に議案第21号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画 案に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明をお 願いします。

事務局 資料の14頁をお願いします。議案第21号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に関する意見について」農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は15頁から27頁までです。15頁は従来分の利用配分計画の再配分で、今回の申請はありません。

16頁は、先ほど13頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地17筆に対して、県農業振興公社から「8者」に対し、賃貸借「3年」のもの3筆、賃貸借「10年」のもの13筆、賃貸借「20年」のもの1筆、合計17筆、32,130㎡の各筆明細が16頁に計上されています。8者の担い手につきましては、20頁から27頁にそれぞれの経営状況を添付しています。

17頁は利用配分計画の合意解約分で1件・2筆となっています。 借入人が市外に転居し、耕作不能となったための解約で、11頁の利 用集積計画の合意解約に対応しています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。なお、9番と11番の土地につきましては、一部借り入れとなっており、18項と19項にその状況図を添付しています。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満た しており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上 です。

議長

なお本案は、10 番委員自身が関係する事案が含まれていますので、 農業委員会法第31条の規定に基づき、議事に参与できませんが、本案 の9番と10番につきましては同委員の担当事案でありますので、補 足説明をしていただいた後、審議終了まで退席をお願いします。

それでは、先に9番と10番の補足説明を10番委員にお願いします。

10番

10番委員です。明細の9番の土地についてですが、ここを長い間借地をして耕作をしてこられた方が、健康状態がよくないため、ミカンの管理がどうしてもできないということで私に相談がありました。場所は西海橋公園のすぐ近くで、以前ミカンの全国大会が2回ほどありましたが、その会場となった大ヒロガリ地区の一部にあり、非常に名ける良いので、荒らしては困るという思いがありました。近くの方に相談をしながら、耕作していただける人を探していましたが、幸いにも前耕作者と付き合いがあった方に借り入れをしていただく事になりました。この方は現在、バスの運転手を嘱託でやっておられますが、農業従事者としては母親と奥さんがおられ、労働力的には別段問題はないと判断をいたしますので、よろしく審議のほどお願いします。

明細の10番の土地につきましては、こちらもミカン園でありますが、耕作者の息子さんはイチゴを栽培されているため、ミカンは耕作者である父親がずっと栽培していました。この方も昨年の暮れぐらりました。場所は、西海橋に近く国道から見えるようなところで、私に相談がありました。場所は、西海橋に近く国道から見えるようなところで、面積的には約40アール程度あり、ここも日当たりが非常によくて、このまま荒らされては、国道からの見栄えという点でも非常に良くないをも判断をいたしました。それから相談をして参りましたが、なかならいちにしました。ここはどミカン園を経営している方がおられるということで、その方に話を掲って行きました。その方は、現在1町2反ほどミカン園を経営し、現在1町2反ほどミカン園を経営し、現ちのにも労働力に恵まれ、さらに面積を拡大したいと熱心に取り組れている方でありますので、その辺を考慮してご審議のほどお願いいたします。

議長

ただ今の補足説明に対し、質問、意見等ございませんか。 《なしの声あり》

議長

無いようですので、10番委員におかれましては審議終了まで退席を お願いします。

≪10番委員 退席≫

議 長 それでは、1番から5番と11番の補足説明を5番委員にお願いします。

5 番 5番委員です。5月21日に17番委員と地元推進委員と一緒に現地を確認し、借受人から説明を受けました。借受人は以前からこの土地を個人間の貸し借りで耕作をしていましたが、今後は中間管理機構を通したほうが良いということで、今回の申請となりました。借受人は農協をやめた後指導員をしていましたが、今はジャガイモ作りで一生懸命やっており、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

11番についても21日に1番委員と17番委員、それと地元推進委員と一緒に現地を確認してきました。場所については19ページに航空写真があるんですが、現在は荒れていて、耕作はされてないんですが、ハウスが2棟残っています。これをそのまま使うのか、それとも撤去するのかは当人同士で話し合って決めてもらうよう、私から借受人に伝えました。借受人はオリーブ栽培など熱心な農業者であり、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続きまして、6番から8番の補足説明を15番委員にお願いします。

15番 15番委員です。5月24日に地元の推進委員さん2人と、現地で借受人から経緯を聞いてきました。対象の3筆は、約5年から9年ぐらい前に、農地基盤管理強化法に基づき、契約をして管理してきたそうです。今回、中間管理機構からの提案がありまして、借地料の支払いのしやすさとか、そういう便宜を図るという目的で、現在の契約はまだ2年ほど残っていますが、今回更新の申請となりました。現地はよく手入れがされておりまして、意欲的に取り組んでおられますので、何も心配ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続きまして、12番と13番の補足説明を11委員にお願いします。

11番 11番委員です。この場所は下岳多目的グラウンドのすぐ横になります。以前の耕作者は畑で里芋を作っていたようですけど、もう荒れかかっていたので、地主の意向で今年から田を作ってもらいたいということで、借受人が田を作ることになりました。土を入れて整地をされています。稲作を広く熱心にされている方なので、きちんと耕作されると思います。よろしくお願いします。

議 長 続きまして16番と17番の補足説明を、13番委員お願いします。

13番 13番委員です。先日、地元の推進委員さん2名と一緒に、現地確認 と経営状況等を聞き取りして来ました。借受人はもう何年も対象地を 耕作されており、今回頑張って契約を更新するということで、何ら問 題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 すみません、順番が逆になりました。14番と15番の補足説明を4番委員お願いします。

4 番 4番委員です。5月24日、地元推進委員と借受人と共に現地を見に行きました。借受人は、主にミカンをつくっておりまして、お父さんと一緒に頑張っておられます。田についても、以前からを一緒に耕作されており、今回も何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第21号についてそれぞれ説明がありました。これより 質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長「異議なし」と認めます。

よって、議案第 21 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 10番委員 入室してください。

≪10番委員 着席≫

議長 続きまして、議案第22号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは資料の28頁をお願いします。「議案第22号非農地通知の 対象とすることの決定について」を説明します。

今回は通常分のみで、1件・3筆・2, 031 $^{\text{m}}$ について、審議を頂きたいと思います。

通常分の3筆はすべて西海町木場郷の物件で、資料は29頁から3 5頁です。申請者は西海町木場郷にお住いの方です。29頁に申請地 位置図、30頁に付近近況図、31頁に対象地の現況写真、32頁・33頁に字図、34頁・35項に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地はいずれも道路に面していますが、雑木等が茂り山林・原野化しており、現場を見る限りでは非農地通知の対象として特に支障はないと判断しました。また、今回の申請地は農業者年金、贈与税、不動産取得税、および西海町土地改良区との関係において事務局で確認できる範囲で影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今、議案第22号「非農地通知の対象とすることの決定について」 の通常分について説明がありました。

> これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございません か。

《異議なしの声あり》

議長「異議なし」と認めます。

よって、議案第 22 号「非農地通知の対象とすることの決定について」 の通常分の 1 番から 3 番については非農地通知の対象とすることに決 定いたします。

議長以上で議案審議は終了しました。

議長 次に報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は37頁から75頁となります。今回は農地転用許可不要案件3件と、農地改良2件について報告します。37項は許可不要案件の位置図です。まず38項の許可不要案件1について説明いたします。本件は携帯電話用無線基地局の設置を目的としたもので、申請地は小迎郷字下杉崎の畑、1筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積199㎡のうち4㎡を携帯電話用無線基地局設備用地として使用する申請となっています。工期は令和3年6月1日から同年7月31日を予定しています。関係資料は39頁から44頁までで、39頁に付近近況図、40頁に現況写真、41頁に字図、42頁に航空写真、43頁に土地利用計画図・平面図、44頁に立面図を添付しています。

45項の許可不要案件2も、同じく携帯電話用無線基地局の設置を

目的としたもので、申請地は小迎郷字野中ノ辻の畑、1筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積83㎡のうち4㎡を携帯電話用無線基地局設備用地として使用する申請となっています。工期は令和3年6月1日から同年7月31日となっています。関係資料は46頁から51頁までで、46頁に付近近況図、47頁に現況写真、48頁に字図、49頁に航空写真、50頁に土地利用計画図・平面図、51頁に立面図を添付しています。

次に資料の52頁をお願いします。許可不要案件3は西彼町宮浦郷における農業用倉庫の建築の分となります。令和3年4月22日付で農地転用許可不要案件届出があり、同日付で建設を開始しています。申請地は西彼町宮浦郷字シオヤコエの畑、1筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積1,174㎡のうち倉庫敷地として165㎡、進入路として31.30㎡を転用し、合計転用面積は196.30㎡となっています。

関係資料は53頁から60頁までで、53頁に付近近況図、54頁・55項に5月18日現在の現況写真、56頁に字図、57頁に航空写真を添付しています。58頁に被害防除計画書、59頁に土地利用計画図、60頁に平面図・立面図を添付しています。58頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、最高で0.7mの切土・盛土を行うことに対しての被害防除措置として土留め工事をする、農業用用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水を水路により道路側溝に放流するとなっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として幅約40メートルの緩衝地を設ける、及び建物の高さを4.5m程度に加減する、となっています。

続きまして、61項は農地改良事案の位置図であります。62項の 農地改良1は田2筆の高低差を解消する改良工事により、一体として ハウス用地に転用するもので、申請地は西彼町平原郷字里平の物件で、 地番・地目・面積等は議案書記載のとおりです。本件は令和3年4月 の受理ですが、工事は3月末で完了しており事後報告となります。関 係資料は63頁から68頁までで、63頁に付近近況図、64頁に字 図、65頁に航空写真を添付しています。66頁に被害防除計画書、67頁・68項に改良前・改良後の現地写真を添付しています。66 頁にもどり被害防除計画についてですが、土留め工事を行い、自己敷 地内で高低差を解消する工事であるため、土砂の流出や、周囲に被害 を及ぼす恐れが無いとしています。

続きまして69項の農地改良2についてですが、これは隣接する2 筆の田を嵩上げし、ハウス用地に転用するものであります。申請地は 西彼町上岳郷字大坪の物件で、地番・地目・面積等は議案書記載のと おりです。関係資料は70頁から75頁までで、70頁に付近近況図、 71頁に字図、72頁に航空写真を添付しています。73頁に被害防除計画書、74頁に工事概要、75項に現況写真を添付しています。73頁にもどり被害防除計画についてですが、最高で0.3mの盛土は畔の高さまでであるため、土壌流出もなく、被害発生の恐れはないとしています。また雨水等は自然流下のみで、特段被害の恐れはなく、ハウス施設のみの建設であるため、周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れもないとしています。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今の報告について、皆さんから何かご意見等ございませんか。 《なしの声あり》

議長 以上で全ての審議は終了しました。 皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

来月の総会は

日時 令和3年6月25日(金) 午後4時00分から 場所 西海公民館2階講堂

代 理 これをもちまして西海市農業委員会第5回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。

令和3年5月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人